

トーマツ チャイナ ニュース

ダイジェスト版 (2013 年度第 2 号)

(Vol.127 2013 年 6 月号 - Vol.129 2013 年 8 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

保稅監督管理区域における外貨管理管理規制が一段と緩和、簡素化に

～匯發[2013]15 号、匯發[2013]22 号の施行～

「保稅監督管理区域外貨管理弁法」や「保稅監督管理区域外貨管理弁法操作規定」(以下、「旧操作規定等」と省略)に代わり、「稅関特殊監督管理区域外貨管理弁法」(匯發[2013]15号、以下“15号弁法”と省略)が2013年6月1日より施行されました。旧操作規定等では特定取引に限定して、物流と資金流の不一致における決済が認められましたが、15号弁法では真实性、合法性を充足する取引を前提としていれば、物流と資金流とが対応しない決済方法を特定取引によらず認めています。

また 2013 年 5 月 22 日付けで「稅関特殊監督管理区域での經常項目外貨管理弁改善の関連問題に関する通知」(匯發[2013]22 号、以下“22 号通知”と省略)が公布され、同年 6 月 1 日から施行されています。22 号通知では、保稅監督管理区域企業に対しては、5 万ドル相当以下のサービス貿易取引での金融機関における取引証憑の審査は不要であり、輸出収入の国外口座への預け入れを認めるなど、大幅な規制緩和措置が採られており、より効率的な資金運用や決済が可能になっています。

但し 15 号弁法は、旧操作規定等と同様に國家稅務總局との連名公布ではありません。これまでも稅務當局が旧操作規定等に則った対応をしないケースが見受けられており、15 号弁法でも同様のケースが考えられます。また、15 号弁法により物流・資金流が不一致であっても無条件に決済が認められる訳ではなく、たとえ個々の物流・資金流が不一致であったとしてもスキーム全体として真实性、合法性が確認される場合のみにおいて決済が認められるとの前提には、留意が必要です。

更に 22 号通知においても、真实性、合法性を充足する取引が前提であり、充足しなければ送金が認められない、或いは全ての取引に対する事前登記が要求される等の、厳格な管理が適用される点には注意が必要です。

15 号弁法による決済建値及び決済方法の概要や旧操作規定等により可能となる取引、及び 22 号通知の概要等の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.127 (2013 年 6 月号) 投資情報をご参照ください。

税務情報

輸出増値税の還付政策が一段と整備、管理強化の一面もあるがコンプライアンス 遵守企業にはメリットあり

～国家税務総局公告 2013 年第 30 号の施行～

「輸出企業の輸出貨物税還付(免除)申告での外貨代金受領資料提出の関連問題に関する公告」(国家税務総局公告 2013年第30号、以下“本公告”と省略)が2013年8月1日から施行されました¹。

本公告により、増値税還付手続きを適切に実施している企業は、原則として増値税の還付申告期限までに輸出外貨代金を受領することを前提に増値税の還付が受けられます。また、ユーザンス決済等により申告期限までに輸出代金を受領できない場合においても、「輸出外貨受領不能申告書」等を税務当局に提出し、当該内容が確認されれば還付が認められます。一方において、増値税還付手続きを適切に実施していないなど、これまでにおいて税務、税関、外貨管理等の取引状況が不芳な企業に対しては、「輸出貨物外貨受領申告表」の提出が義務付けられる上、増値税の還付はユーザンスの有無にかかわらず外貨代金の受領を待って実施されるなど、より厳格な管理が実施されます。当該厳格化の背景には、従来の税関、銀行、外貨管理局間のデータに基づき税関記録と資金決済記録が1件1件突合される核銷制度の廃止に伴い増加しているとされる、増値税の不正還付申告の動きを取り締まるとの側面が挙げられます。

但し、これまで規定に則った手続きを実施している企業にとって、本公告の実施は、還付政策にかかる法整備が一段と進んだと認識できます。例えば、「輸出貨物・役務の増値税及び消費税政策に関する通知」(財税[2012]39号)と2012年第24号公告の施行時に、輸出増値税の還付(免除)申告期限が、従前の輸出通関日より90日以内から、輸出通関日の翌月から翌年4月30日までに大幅に緩和されましたが、同改定により4月30日直前に輸出通関した貨物をユーザンス決済する場合には、却って、申告期限に間に合わないとの弊害が生じていました。しかし、本公告によりこのような取引についても還付が受けられるよう変更されています。

また本公告では、輸出貨物の品質が輸入者の要求を満たすことができず輸入者が代金を支払わない場合等においても、受領不能事由を証明できれば、外貨受領とみなして処理する旨が明記されています。本公告施行前であれば、当該取引は通関実績と外貨決済金額が一致しない取引と看做されることにより、金額が大きければ外貨管理上の企業分類としてB類やC類企業の適用を受ける懸念がありました。しかし、本公告施行後は税務当局の確認を得られれば、実際には外貨を受領していなくとも外貨受領と看做されることとなりました。

従って、増値税還付手続きを適切に実施する企業については、昨年に実施された輸出増値税還付や貿易決済に係る制度変更の欠陥を補う形で制度改定が見られており、寧ろプラス面が大きいものと考えられます。

増値税還付(免除)ルール、輸出貨物代金の外貨受領ができない取引が発生した際の取り扱い等、本公告についての詳細な解説は、トーマツ チャイナ ニュースVol.128(2013年7月号)税務情報をご参照ください。

¹ 2013年6月9日付け公布。原文は国家税務総局 Web サイトに掲載の以下 URL を参照のこと。
URL: <http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12326937.html>

税務情報 Q&A

税務証明の制度が変更され、対外送金時の対象金額も5万米ドル相当超に引き上げられたと聞きました。改定内容及び留意事項について、教えてください。

国家税務総局、国家外貨管理局の連名により「サービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題に関する公告」(国家税務総局、国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号、以下“40 号公告”と省略) が公布され、2013 年 9 月 1 日から施行されました²。40 号公告により、現行の対外送金前に税務証明を申請・取得する手続きに代わり、税務当局への届出制度に変更されます。また、当該税務届出が要求される送金金額は、現行の1件当たり3万米ドル相当超から5万ドル相当超に引き上げられています。当該税務届出が要求される対外送金取引には一部補足的な追加が見られるものの、匯発[2008]64 号の取引内容がほぼ踏襲されています。また、40 号公告により現行の関連通達が廃止になりますが、上記・基準となる送金金額と届出制度への変更以外には、制度上、特段大きな変化は見られません。

実務的には、これまで税務当局より免税証明(或いは税務証明)が取得できない、或いは PE 認定の有無が争点となり対外送金ができないとの事態も、特定地域においては見受けられました。しかし、40 号公告により、事前審査から事前届出に変更されますので、税務届出時に関連書類が不備なく揃っていれば、送金が可能になるものと考えられます。従いまして、規定通りに運用された場合、実務的には対外送金に係る問題が改善されると考えられます。

一方において、国家税務総局は 40 号公告の公布に伴い、“(同公告に関する) 解説³”を公表しています。“解説”では対外支払に係る税務届出人(すなわち、送金支払人)に対して“法に定めた税務登記、申告納税、源泉徴収の実施”を要求すると共に“納税義務を果たさなければ厳格に追徴や処罰を実施する”旨を表明しています。

従って、税務届出人となる(現地法人を含む)中国企業は対外支払に係る税務届出時において要求される手続きを正しく行うと共に、当該送金の合理性を説明できる書類を揃える必要があります。また、対外送金内容に応じて、税務当局への事前確認、事前説明などの必要性についての検討が必要となります。

税務当局に対する、対外支払に係る税務届出が要求される取引及び対外支払に係る税務届出手続き更に実務上の留意事項等 40 号公告の詳細は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.128 (2013 年7月号) 税務情報をご参照ください。

*** なお、本ダイジェスト版ではトーマツ チャイナ ニュース Vol.129 (2013 年 8 月号) の掲載記事からの抜粋は行っておりません。**

² 2013 年 40 号公告の原文は、国家税務総局 Web に掲載の以下 URL を参照のこと。

URL:<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12348611.html>

³ (同公告に関する) 解説の原文は、国家税務総局 Web に掲載の以下 URL を参照のこと。

URL:<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12348605.html>

有限責任監査法人トーマツ／徳勤華永会計事務所LLP (デロイト中国) による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、トーマツ・デロイトの Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国進出企業サービス: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsjg/ch>
- デロイト中国 JSG (日系企業サービスグループ): <http://www.tohmatsu.com/deloitte/ch>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

代表電話: 03-6213-1075 / Fax: 03-6213-1045

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆ 「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ 本部中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそれらの関係会社 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む) の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家 (公認会計士、税理士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつまたは複数数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。